

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

											可燃ごみ	単位:トン
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	1,029.15	1,077.06	1,044.99	943.58	944.91	715.63	1,056.75					
2号炉	999.20	1,029.43	1,044.27	870.80	1,018.88	1,011.76	952.98					
合計	2028.35	2106.49	2089.26	1814.38	1963.79	1727.39	2009.73	0.00	0.00	0	0	0

・燃焼ガス温度等												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度測定位置:燃焼室出口 単位:℃												
1号炉	1000	1027	1045	1050	1066	1047	1087					
2号炉	983	969	984	1041	1045	1036	962					
集塵器流入燃焼ガス温度測定位置:集塵機入口 単位:℃												
1号炉	197	197	197	197	197	197	197					
2号炉	197	197	197	197	197	197	197					
一酸化炭素濃度測定位置:誘引送風機入口 単位:ppm												
1号炉	6	11	10	8	4	3	2					
2号炉	6	14	6	7	8	4	8					

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去				
除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果
1号炉

焼却炉		1号炉			
採取場所		煙道	煙道	煙道	煙道
採取日		2025/4/23			
報告日		2025/6/16			
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m³N)	0.15	<0.01			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.39(70.1)			
窒素酸化物(ppm)	250	140			
塩化水素(mg/m³N)	700	20			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m³)	5				

※硫黄酸化物の基準値は届出値

2号炉		2号炉			
採取場所		煙道	煙道	煙道	煙道
採取日		2025/4/24			
報告日		2025/6/16			
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m³N)	0.15	<0.01			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.1(65.9)			
窒素酸化物(ppm)	250	140			
塩化水素(mg/m³N)	700	70			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m³)	5				

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定:年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)
・ダイオキシン類測定:年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)